

## 「広島県子供の貧困対策計画」について（案）

H26. 12. 26 広島県こども家庭課

## 1 趣 旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進することとされている。

本県の子供の貧困対策計画を策定し、「ひろしまファミリー夢プラン」に盛り込む。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律  
（都道府県子どもの貧困対策計画）

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 2 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

国の「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）が、概ね5年ごとに見直す方針のため、県計画を大綱の直近年度からの5年間とする。

## 3 計画の内容

子供の貧困対策大綱において重点施策として示された項目について、国の取組や市町の実施事業等を除いて、広島県の取組の方向を整理して、計画に記載する。

主な項目は、次のとおり。

## （1）教育の支援

## 【学校を子供の貧困対策のプラットフォームとした総合的な施策推進と教育費負担の軽減】

- 放課後等に、学習習慣の定着を図るための安心安全な居場所づくりの推進
- 大学生ボランティアチーム「ワクワクまなび隊」を派遣し、市町を支援
- 市町にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と福祉部門等との連携強化
- 学力と貧困問題に関する理解を深めるため、免許状更新講習等を活用した講習会等の開設検討
- 家庭教育支援アドバイザーの力量の向上と配置の推進
- 経済的理由により修学が困難と認められる高校生等に、奨学金の貸付
- 県立高等学校において、一定の基準に該当する場合、授業料・受講料の減額・免除
- 授業料以外の教育費負担軽減のため、低所得世帯の生徒に対して高校生等奨学給付金支給
- 私立高等学校等に対する経常経費及び授業料等の軽減に要した経費への助成等
- ひとり親家庭等の児童の学習指導や進路相談などの支援を行う学習支援ボランティア事業の推進

## （2）生活の支援

## 【貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮】

- 母子家庭等就業自立支援センターなど関係機関によるひとり親家庭の子育て・生活支援の推進
- 母子・父子自立支援員等の支援者に対する研修内容の充実
- 教育・保育の量の見込みに基づく教育・保育提供体制の確保
- 教育・保育の県区域の設定及び市町を超えた広域的な見地から行う調整
- 広島県家庭的養護推進計画に基づき、児童養護施設及び乳児院の小規模化の推進
- こども家庭センターや児童養護施設等で、生活指導、心理療法等を行うことで、心のケアや問題行動の改善

### (3) 保護者に対する就労の支援

【家庭で家族が接する時間の確保や保護者が働く姿を子供に示す教育的な意義にも配慮】

- 母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金貸付等により、自発的な能力開発の支援
- 母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるハローワーク等の関係機関と連携した就業情報提供や相談支援、就業支援講習会の開催等
- 母子家庭の母等就業支援法に基づく、ひとり親家庭に対する優先的雇用や、母子父子福祉団体への業務発注が促進されるよう、県の率先した取組や啓発の推進
- テレワークの普及啓発や母子父子福祉団体「一般社団法人広島テレワーク協会」の受注機会の確保などを通じた、在宅就業の支援

### (4) 経済的支援

【世帯の生活を下支えするものとして位置付け】

- 母子父子福祉資金貸付金等の支援事業を適切に運営と市町等の実施事業を含めた各種制度の広報等による利用促進
- 母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置しての相談対応や、国の養育費相談支援センターと連携した、相談能力の向上などの取組の推進